

令和7年12月9日  
学 校 職 員 課

教育長臨時代理の報告（区議会提出議案の意見聴取）

### 1 主旨

令和7年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じ、次のとおり「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」の一部改正を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、11月21日夜、区長から教育委員会に意見聴取があった。

これに対する回答は速やかに行う必要があったが、回答期限までに、意見聴取に必要な体制を整えたうえで教育委員会を招集するまではなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により11月25日に決定し、異議なしである旨回答したので報告する。

### 2 特別区人事委員会勧告の主な内容

#### (1) 給料表

- ① 公民較差（14,860円（3.80%））を解消するため、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ
- ② 初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ

#### (2) 期末手当・勤勉手当

- ① 年間の支給月数を0.05月引上げ（現行4.85月→4.9月）
- ② 引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

### 3 主な改正内容

#### (1) 「幼稚園教育職員の給与に関する条例」【勧告のとおり実施】

項目	概要						施行年月日等																															
期末手当	<令和7年度12月期の支給月数> 引上げ分を12月の期末・勤勉手当に均等に配分																																					
【第27条第2項及び第3項】 勤勉手当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">一般職員</th> <th colspan="3">管理職員</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">12月</td> <td style="vertical-align: middle;">支給月数</td> <td>1.275月 (0.725月)</td> <td>1.2月 (0.60月)</td> <td>2.475月 (1.325月)</td> <td>1.1月 (0.6375月)</td> <td>1.375月 (0.6875月)</td> <td>2.475月 (1.325月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>引上げ月数</td> <td>0.025月 (0.025月)</td> <td>0.025月 (0.025月)</td> <td>0.05月 (0.05月)</td> <td>0.025月 (0.025月)</td> <td>0.05月 (0.05月)</td> </tr> </tbody> </table>								一般職員			管理職員					期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	12月	支給月数	1.275月 (0.725月)	1.2月 (0.60月)	2.475月 (1.325月)	1.1月 (0.6375月)	1.375月 (0.6875月)	2.475月 (1.325月)		引上げ月数	0.025月 (0.025月)	0.025月 (0.025月)	0.05月 (0.05月)	0.025月 (0.025月)	0.05月 (0.05月)	
		一般職員			管理職員																																	
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																															
12月	支給月数	1.275月 (0.725月)	1.2月 (0.60月)	2.475月 (1.325月)	1.1月 (0.6375月)	1.375月 (0.6875月)	2.475月 (1.325月)																															
		引上げ月数	0.025月 (0.025月)	0.025月 (0.025月)	0.05月 (0.05月)	0.025月 (0.025月)	0.05月 (0.05月)																															
【第30条第2項及び第3項】	( ) 内は定年前再任用短時間勤務職員																																					
							令和7年12月分 支給に適用																															

期末手当 【第27条第2項及び第3項】 勤勉手当 【第30条第2項及び第3項】	<令和8年度以降の支給月数> 引上げ分は6月期・12月期に均等に配分						令和8年度以降の支給に適用	
			一般職員		管理職員			
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計		
6月	支給月数	1.2625月 (0.7125月)	1.1875月 (0.5875月)	2.45月 (1.3月)	1.0875月 (0.625月)	1.3625月 (0.675月)	2.45月 (1.3月)	
	引上げ月数	0.0125月 (0.0125月)	0.0125月 (0.0125月)	0.025月 (0.025月)	0.0125月 (0.0125月)	0.0125月 (0.0125月)	0.025月 (0.025月)	
12月	支給月数	2.525月 (1.425月)	2.375月 (1.175月)	4.9月 (2.6月)	2.175月 (1.25月)	2.725月 (1.35月)	4.9月 (2.6月)	
	引上げ月数	0.025月 (0.025月)	0.025月 (0.025月)	0.05月 (0.05月)	0.025月 (0.025月)	0.025月 (0.025月)	0.05月 (0.05月)	
() 内は定年前再任用短時間勤務職員								

義務教育等教員特別手当 【第31条第2項】	義務教育等教員特別手当の月額を教育委員会規則で定める際、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮することを規定	令和8年1月1日
給料表 【別表第1】	幼稚園教育職員給料表の改定	改正条例の公布の日（令和7年4月1日より適用）

## （2）「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

	概要					施行年月日等
期末手当 【第17条第2項】 勤勉手当 【第17条の2第2項】	<令和7年度12月期の支給月数> 引上げ分を12月の期末・勤勉手当に均等に配分					令和7年12月 分支給に適用
			一般職員			
12月	支給月数	1.275月	1.2月	2.475月		
	引上げ月数	0.025月	0.025月	0.05月		
期末手当 【第17条第2項】 勤勉手当 【第17条の2第2項】	<令和8年度以降の支給月数> 引上げ分は6月期・12月期に均等に配分					令和8年度以降の支給に適用
			一般職員			
6月	支給月数	1.2625月	1.1875月	2.45月		
	引上げ月数	0.0125月	0.0125月	0.025月		
12月	支給月数	2.525月	2.375月	4.9月		
	引上げ月数	0.025月	0.025月	0.05月		
合計						

## (3)「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」

項目	概要	施行年月日
給料月額 【第2条】	給料月額を増額 現行 771,600円から 797,000円へ 改正	改正条例の公布の 日(令和7年4月1 日より適用)
期末手当 【第4条第3項】	現行 4.10月から 4.15月分へ引上げ (0.05月分) 引上げ分は、12月の期末手当より割振り  令和8年度の期末手当の引上げ分(0.05月 分) 6月期：0.025月分 12月期：0.025月分	改正条例の公布の 日  令和8年4月1日



7世総第437号  
令和7年11月21日

世田谷区教育委員会  
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂展人

### 区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 案件名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

##### 2 案文

別紙のとおり

##### 3 提案議会

令和7年第4回世田谷区議会定例会

##### 4 回答期限

令和7年11月25日（火）

##### 5 担当

総務部総務課総務係 岸田 内線2064

7世教総第287号  
令和7年11月25日

世田谷区長 あて

世田谷区教育委員会  
教育長 知久 孝之

区議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

令和7年11月21日付7世総第437号により依頼のあった標記の件について、  
世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条  
の2により、教育長の臨時代理により決定し下記のとおり回答します。

記

1 議案名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を  
改正する条例

2 意見

異議なし

担当 教育総務課調整係  
宮野 内線4428

議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 27 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 幼稚園教育職員の給与を改定するとともに、規定の整備を図る必要がある  
ので、本案を提出する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）  
の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「10分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

第31条第2項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

## 幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 222,000	円 298,200	円 341,400	円 376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700
	37	277,600	360,400	406,400	435,400
	38	279,000	361,900	407,600	436,200
	39	280,200	363,500	408,600	436,800
	40	281,600	365,000	409,400	437,600

41	283, 200	366, 000	410, 300	438, 400
42	284, 400	367, 300	411, 200	439, 100
43	286, 000	368, 600	412, 200	439, 900
44	287, 500	369, 700	413, 000	440, 600
45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
55	303, 300	381, 300	420, 900	447, 000
56	305, 000	382, 200	421, 600	447, 600
57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800
69	328, 000	392, 100	429, 300	454, 300
70	329, 600	392, 700	429, 800	454, 800
71	331, 100	393, 400	430, 400	455, 300
72	332, 600	394, 300	431, 000	455, 800
73	334, 000	395, 100	431, 500	456, 200
74	335, 500	395, 800	432, 100	456, 700
75	337, 000	396, 400	432, 600	457, 200
76	338, 600	397, 100	433, 200	457, 700
77	340, 000	397, 700	433, 600	458, 100
78	341, 400	398, 300	434, 100	458, 500
79	342, 700	398, 800	434, 600	459, 000
80	344, 000	399, 400	435, 100	459, 500
81	345, 300	400, 000	435, 500	460, 000
82	346, 500	400, 500	436, 000	460, 500
83	347, 700	401, 100	436, 500	461, 000
84	348, 800	401, 700	437, 000	461, 400

85	350, 000	402, 300	437, 400	461, 900
86	351, 200	402, 800	437, 800	462, 300
87	352, 500	403, 300	438, 300	462, 700
88	353, 600	403, 900	438, 800	463, 100
89	354, 700	404, 400	439, 300	463, 400
90	355, 800	404, 800	439, 700	463, 700
91	357, 000	405, 400	440, 200	464, 100
92	358, 100	405, 900	440, 700	464, 500
93	359, 100	406, 400	441, 100	464, 900
94	360, 100	407, 000	441, 500	465, 300
95	361, 000	407, 500	441, 900	465, 700
96	361, 900	408, 000	442, 300	466, 100
97	362, 900	408, 400	442, 700	466, 400
98	363, 800	408, 900	443, 000	466, 700
99	364, 600	409, 400	443, 400	467, 100
100	365, 300	409, 900	443, 800	467, 500
101	366, 000	410, 400	444, 200	467, 900
102	366, 700	410, 900	444, 600	
103	367, 400	411, 400	445, 000	
104	367, 900	411, 900	445, 400	
105	368, 500	412, 400	445, 700	
106	369, 000	413, 000	446, 100	
107	369, 500	413, 500	446, 500	
108	370, 100	414, 000	446, 900	
109	370, 800	414, 400	447, 200	
110	371, 300	414, 800	447, 600	
111	371, 800	415, 300	448, 000	
112	372, 300	415, 900	448, 400	
113	372, 800	416, 400	448, 700	
114	373, 300	416, 800		
115	373, 800	417, 200		
116	374, 300	417, 600		
117	374, 700	418, 000		
118	375, 100	418, 400		
119	375, 600	418, 800		
120	376, 100	419, 200		
121	376, 600	419, 600		
122	377, 100	420, 000		
123	377, 600	420, 400		
124	378, 000	420, 800		
125	378, 400	421, 200		
126	378, 700	421, 600		
127	379, 100	422, 000		
128	379, 500	422, 400		

	129	379,800	422,700		
	130	380,000			
	131	380,400			
	132	380,800			
	133	381,300			
	134	381,600			
	135	382,000			
	136	382,400			
	137	382,800			
	138	383,200			
	139	383,600			
	140	384,000			
	141	384,300			
	142	384,700			
	143	385,100			
	144	385,400			
	145	385,900			
	146	386,300			
	147	386,700			
	148	387,100			
	149	387,500			
	150	387,900			
	151	388,300			
	152	388,700			
	153	389,100			
	154	389,500			
	155	389,900			
	156	390,300			
	157	390,700			
	158	391,100			
	159	391,500			
	160	391,900			
	161	392,300			
	162	392,700			
	163	393,100			
	164	393,500			
	165	393,900			
	166	394,300			
	167	394,600			
	168	395,000			
	169	395,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		244,200	285,300	310,000	349,500

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第31条第2項の改正規定を除く。）及び次項から附則第6項までの規定 公布の日

(2) 第1条の規定（第31条第2項の改正規定に限る。） 令和8年1月1日

(3) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和7年4月1日から附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定（第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又

はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内扱）

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（委任）

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の120</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～7 略 (義務教育等教員特別手当)</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。</p> <p>4～7 略 (義務教育等教員特別手当)</p>

第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

別表第1 略

第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

別表第1 略

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の108.75</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の108.75</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の118.75</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の136.25</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の118.75</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の136.25</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～7 略 <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u> 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当) 第27条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第30条 略 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の120</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～7 略</p>

定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第31条第2項の改正規定を除く。）及び次項から附則第6項までの規定 公布の日

(2) 第1条の規定（第31条第2項の改正規定に限る。） 令和8年  
1月1日

(3) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和7年4月1日から附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定（第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該

適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内扱)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に  
関し必要な事項は、人事委員会が定める。

議案第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 27 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 会計年度任用職員の給与を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第17条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第17条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

別表備考第2項中「第27条第10項」を「第27条第11項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (会計年度任用職員の期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の2 略 2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (会計年度任用職員の期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略 第17条の2 略 2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 略

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条の2 1項 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (第4条関係) 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「講師」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第27条第11項</u>に規定する講師をいう。</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条の2 1項 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>別表 (第4条関係) 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「講師」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第27条第10項</u>に規定する講師をいう。</p>

議案第 号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 教育長の給料の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「771, 600円」を「797, 000円」に改める。

第4条第3項中「100分の205」を「、6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210」を「100分の207.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧
第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>797,000円</u> とする。	第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>771,600円</u> とする。
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>100分の205</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>